

青森県学校保健会表彰要項

1 趣 旨

学校保健の普及と向上を図るため、顕著な功績をあげた学校保健関係者、学校及び団体を表彰する。

2 対 象

- (1) 学校保健にかかわる個人
- (2) 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園
- (3) 学校保健関係団体

3 表彰者

表彰は、青森県学校保健会会長（以下「会長」という。）が行う。

4 推薦の基準

- (1) 県または郡市町村における学校保健活動の振興に顕著な功績があり、学校保健活動に従事した期間が20年以上にわたっている個人
- (2) 学校保健活動に関して、家庭、地域及び学校保健関係機関・団体と密接に連携し、県の大会、研修会等において研究発表を行うなど、学校保健の普及啓発について貢献し、その成果が継続されている学校
- (3) 概ね20年以上にわたり、積極的に学校保健活動の推進に努め、その功績があり、県の大会、研修会等において研究発表、指導助言等を行うなど学校保健の水準の向上に寄与している団体

5 推薦方法

- (1) 各郡市学校保健会会長は、第4項に該当し、表彰することが適当であると思われる個人、団体及び学校を会長に推薦するものとする。
- (2) 推薦数は、毎年度、個人1名又は1団体、及び学校1校とする。
- (3) 推薦は、表彰候補推薦書（様式1～2）により行うものとする。

6 被表彰者の決定

会長は、各郡市学校保健会会長から推薦された個人、団体及び学校について、学校保健審査会に依頼し、被表彰者を決定する。

7 表彰の方法

表彰は、当該年度に行われる学校保健関係表彰式において表彰状を授与して行う。

附 則

この要項は、平成18年5月26日より施行する。

附 則

この要項は、平成19年6月22日より施行する。